

### 3. 新商品開発・販路拡大支援事業

#### 1 目的

新たな市場開拓と販路拡大のため、新たな商品やサービスの開発・改良に要する経費を支援します。また、開発・改良された当該商品・サービスの販路拡大に係る展示会・商談会等に参加する旅費・出店に係る経費を補助し、本市の商工業を振興することを目的とする。

#### 2 補助率・限度額

①補助率 50/100

②限度額 1事業所につき年間15万円

#### 3 対象者

中小企業者等（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）

「中小企業者等」の定義については、共通事項3ページ参照

#### 【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 個人事業主の場合、市内に事務所・事業所を有しているもの
- ◆ 法人の場合、市内に本店・本社、支店・支社、営業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 協同組合等の場合、主たる事務所を市内に有し、かつ組合員の4分の3以上のものがその主たる事務所又は事業所を市内に住所を有していること
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 申請時点で、事業を営んでいること（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

#### 4 対象となる事業

- ①新たな市場開拓と販路拡大を目的として、新たな商品やサービスの開発、既存商品やサービスの改良を行い、経営力（売上・利益等）の向上に繋がる取組で、事業効果（ターゲットとする顧客、改良でどのように品質が向上するか、どのように販路を拡大していくか）が明確であること。
- ②①により開発・改良された商品・サービスの市場開拓と販路拡大を目的として、展示会、商談会等に参加し、商品アピールや広告効果を上げる取組であること。（既存商品や催事販売と認められるものは対象外とする。）
- ③①により開発・改良された商品・サービスの市場開拓と販路拡大を目的として、宣伝広告に係る経費。（例：当該商品に係る HP 更新費、ネット掲載料等）
- ④事業の「着手年月日」は、展示会等の出展申込日とし、「完了年月日」は展示会等から戻った日、事業に係る支出が全て完了した日又は補助金変更決定通知日のいずれか遅い日とします。
- ⑤補助対象となるためには、着手年月日よりも前に交付決定を受ける必要があります。
- ⑥補助事業の完了は、遅くても当該年度の3月末日までとしてください。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

#### 【年度をまたぐ場合の対応について】

出展等の申込期限日が前年度で展示会等の開催日が当該年度となる場合

ア) 出展等の申込日前に「事前着手届」を産業振興課提出

イ) 事前着手届の内容が補助金の交付要件を満たすものであった場合、通知書を交付

ウ) 当該年度に入り次第、速やかに交付申請手続きを行ってください。

※ 通知書は、補助金交付の要件を満たし、交付前に申込みを確認した旨を通知したもので、補助金の交付を確約するものではありません。

※ 補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度において関連予算が成立した後に、交付申請をしていただく必要があります。

## 5 補助対象経費

①補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。

- ア) 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ) 補助金の交付決定日以降に発生した経費
- ウ) 証拠資料等によって金額が確認できる経費

②補助対象と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費は補助対象外となります。

費 目	説 明
新商品・サービス開発、商品・サービス改良	
原材料費	商品開発及び改良に係る試作品の作成に伴う原材料費 ※試作品製造、成分分析、モニター調査等の必要最小限の原材料費とする。試作品による販売や委託製造による大量生産は対象外とする。
試験及び分析費	商品成分分析等に係る試験機関の委託費及び手数料
市場調査、商品企画委託料	ニーズ調査や商品企画に係るコンサル委託料等
専門家謝礼及び旅費	新商品の開発、改良に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等への謝礼及び旅費
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品開発、改良に必要な機器・設備等のレンタル料</li> <li>・事業遂行に必要と市長が認めた経費</li> </ul>
販路開拓（新商品・サービスの開発、改良を実施した事業のみ対象） ※既存商品での販路開拓は対象外となります。	
出展料	国内又は海外で行われる展示会、商談会等の出展料 ※ 交付決定後に出展申込みや出展料の支払いを行ってください。 ※「 <u>催事販売</u> 」と認められるものは対象外。
旅費	展示会等に参加するための旅費（実費のみ対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>・行程表や領収書等、旅費の確認書類を提出していただきます。</li> <li>・原則、公共交通機関を利用した際の実費</li> </ul> ※自車による移動は原則対象外ですが高速料金等の実費は対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルや旅館等、宿泊施設の宿泊代金（補助対象限度額を15,000円とする。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会等に参加するための運搬（運送）費</li> <li>・事業遂行に必要な機器・設備等のレンタル料</li> <li>・運搬や搬入に使用するレンタカー代金</li> <li>・事業遂行に必要と市長が認めた経費</li> </ul>

広告宣伝費（新商品・サービスの開発、改良を実施した事業のみ対象） ※既存商品での販路開拓は対象外となります。	
広告宣伝費	HP 更新費、広告掲載料等 ※本事業により開発・改良された商品のみ対象となります。

【補助対象外のものの例示】

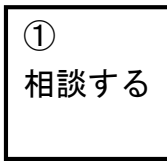
- ・ 交付決定前に出展申込み、購入契約等を実施したもの  
 ※ 見積書の徴取は交付決定前でも構いません。
- ・ 日当、グリーン車・ビジネスクラス等の追加料金
- ・ スイートルーム宿泊等への過度な宿泊費用
- ・ オンライン開催による物産展への出展料
- ・ 消耗品費、食糧費
- ・ 振込手数料、保険料
- ・ 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします）

◎本事業による「新商品・サービス開発、商品・サービス改良」を行っていない商品でも、新商品・改良と認められれば、「販路開拓」「宣伝広告」による事業を活用できます。

◎既存商品での「販路開拓」「宣伝広告」は利用できません。

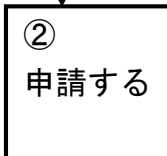
◎「新商品・サービス開発、商品・サービス改良」は概ね1年以内に開発・改良されたものとします。開発の場合は商品概要や開発時期等、改良の場合は既存商品との比較等がわかる書類を添付してください。（添付がない場合は新商品・改良と判断できませんのでご了承願います。）

## 6 申請フロー



①  
相談する

新商品・サービスの開発、改良の実施（それに伴う商談会等への出展を検討した段階で産業振興課へ相談し、申請書類の確認・作成を行ってください。



②  
申請する

原材料の発注やアドバイザー依頼等をする（事業の着手）7日前までに申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、提出してください。

- 1 申請者の概要や事業内容を記載した事業計画書（参考様式）
- 2 経費明細書
- 3 納税証明書（市税の滞納がないことを証明）（交付手数料 300 円）

次の窓口にて交付申請してください。

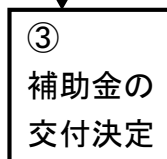
- ・名寄市役所名寄庁舎 税務課納税係
- ・名寄市役所風連庁舎 地域住民課総務・税務係

交付申請には代表者の印鑑、代理の場合はさらにその方の印鑑が必要となります。

申請時点で市税の納入義務を負わない場合も提出してください。

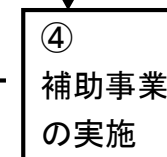
**注意** 納税証明書は発行日から1か月以内のもの

- 4 アドバイザー料や商品成分分析等に係る経費が確認できる書類
- 5 出展申込書、出展料、交通機関の経費が確認できる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類



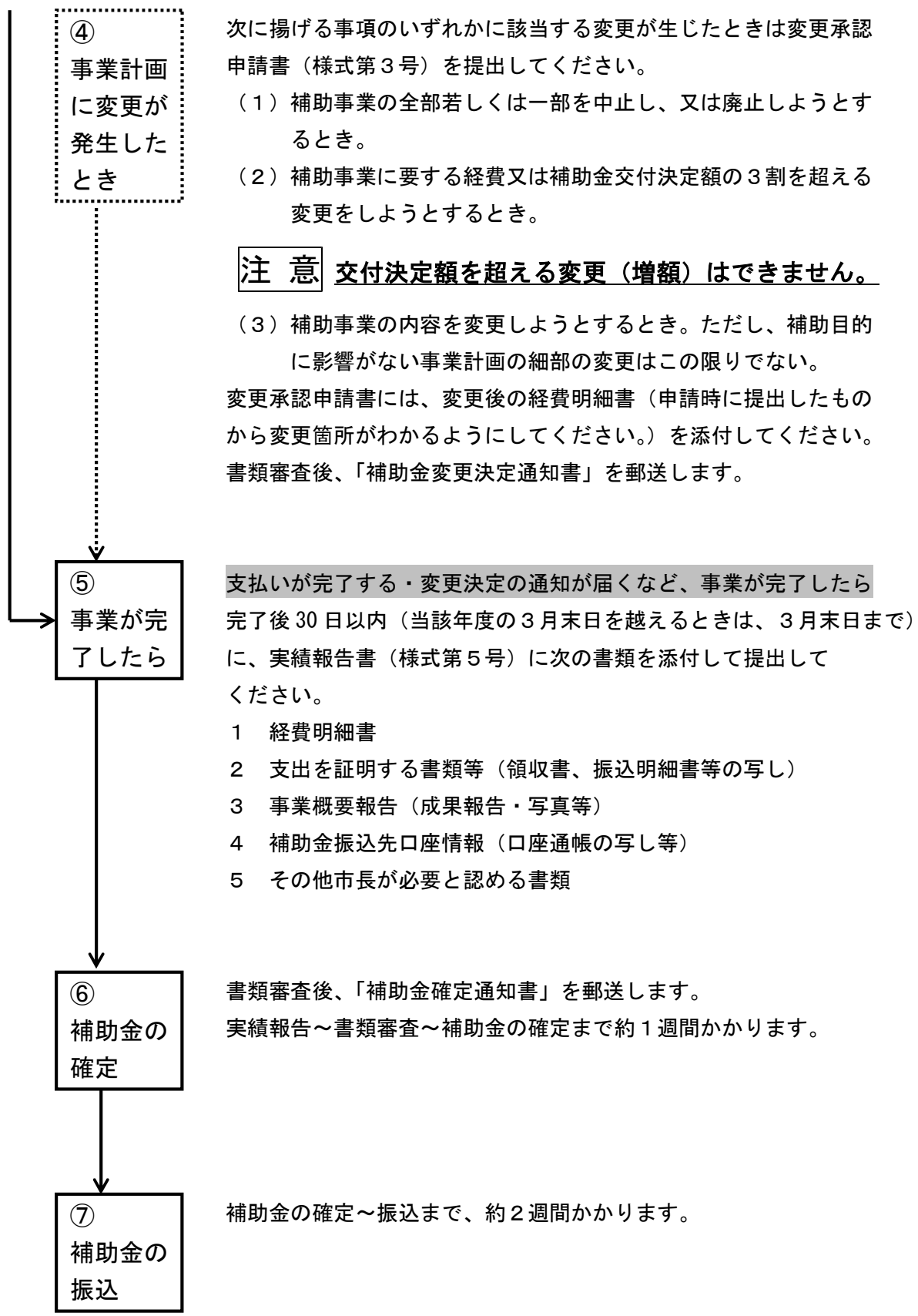
③  
補助金の  
交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を郵送します。申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。



④  
補助事業  
の実施

交付決定後に事業計画に基づいた、発注・申し込み等を行い取り組みを開始してください。



④  
事業計画  
に変更が  
発生した  
とき

次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

- （1）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の3割を超える変更をしようとするとき。

**注意** 交付決定額を超える変更（増額）はできません。

- （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更承認申請書には、変更後の経費明細書（申請時に提出したのものから変更箇所がわかるようにしてください。）を添付してください。書類審査後、「補助金変更決定通知書」を郵送します。

⑤  
事業が完了したら

支払いが完了する・変更決定の通知が届くなど、事業が完了したら完了後30日以内（当該年度の3月末日を越えるときは、3月末日まで）に、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 経費明細書
- 2 支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
- 3 事業概要報告（成果報告・写真等）
- 4 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 5 その他市長が必要と認める書類

⑥  
補助金の  
確定

書類審査後、「補助金確定通知書」を郵送します。実績報告～書類審査～補助金の確定まで約1週間かかります。

⑦  
補助金の  
振込

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。